

新潟県条例第23号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第3条の2 高等学校の定時制の課程において、当該高等学校の定時制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することの許可を受けたものは、当該科目1単位について年額1,750円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。</p> <p>2 <u>前項の許可を受けた生徒が退学又は転学（以下「退学等」という。）をした場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、当該授業料の12分の1に相当する額に退学等をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の3月までの月数（退学等をした日の属する月が3月であるときは、零とする。次条第3項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）に相当する授業料は、徴収しない。</u></p> <p>3 <u>第1項の許可を受けた生徒が休学した場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、当該授業料の12分の1に相当する額に当該許可の日の属する年度の休学の期間の月数（月の初日から末日まで休学した月の数をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）に相当する授業料は、徴収しない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定は、高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者について準用する。この場合において、同項中「年額1,750円」とあるのは「1,750円」と、「授業料」とあるのは「受講料」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3条の3 高等学校（通信制の課程に限る。）に入学を許可された生徒は、1単位について年額330円の授業料を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める日までに納めなければならない。</p> <p>(1) <u>年度の中途において入学した場合の当該年度</u> 当該許可の日の属する月の末日</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 年度の中途において入学を許可された生徒は、当該年度分の授業料を納めなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の生徒が退学等をした場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、</u></p>	<p>第3条の2 高等学校の定時制の課程において、当該高等学校の定時制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修すること<u>を許可されたもの</u>は、当該科目1単位について年額1,750円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定は、高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者について準用する。この場合において、同項中「年額1,750円」とあるのは「1,750円」と、「授業料」とあるのは「受講料」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3条の3 高等学校（通信制の課程に限る。）に入学を許可された生徒は、1単位について年額330円の授業料を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める日までに納めなければならない。</p> <p>(1) <u>当該許可の日の属する年度</u> 当該許可の日の属する月の末日</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 年度の中途において入学、退学、休学又は<u>転学した者</u>は、当該年度分の授業料を納めなければならない。</p>

これを1円に切り上げるものとする。)に相当する授業料は、徴収しない。

(1) 年度の中途において入学し、当該年度に退学等をした場合 当該年度分の授業料の6分の1に相当する額に、退学等をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該年度分の授業料の12分の1に相当する額に、退学等をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額

4 第1項の生徒が休学した場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)に相当する授業料は、徴収しない。

(1) 年度の中途において入学した場合の当該年度 当該年度分の授業料の6分の1に相当する額に、当該年度に休学した月数(月の初日から末日まで休学した月の数をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる年度以外の年度 当該年度分の授業料の12分の1に相当する額に、当該年度に休学した月数を乗じて得た額

5 (略)

第3条の4 高等学校の通信制の課程において、当該高等学校の通信制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することの許可を受けたものは、当該科目1単位について年額330円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

2 前条第3項の規定は前項の許可を受けた生徒が退学等をした場合の授業料について、同条第4項の規定は当該生徒が休学した場合の授業料について、それぞれ準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第1項の」とあるのは「第3条の4第1項の許可を受けた」と、「入学し」とあるのは「同項の許可を受け」と、「当該年度分」とあるのは「同項の規定により納めるべき当該年度分」と読み替えるものとする。

附 則

1～3 (略)

4 第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の授業料は、当該各条の規定にかかわらず、11月中に納めなければならない。

5 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収し

3 休学の期間が全年度にわたる場合は、その年度分の授業料は、徴収しない。

4 (略)

第3条の4 高等学校の通信制の課程において、当該高等学校の通信制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することを許可されたものは、当該科目1単位について年額330円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

附 則

1～3 (略)

4 第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4の授業料は、当該各条の規定にかかわらず、11月中に納めなければならない。

5 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収しない。

ない。

(1)～(3) (略)

(4) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第3条第2項第2号に規定する者（第1号に規定する者を除き、その者が改正法の施行の日前から引き続き高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する場合に限る。）に係る授業料

(5) 定時制及び通信制の課程における改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第5条第1項の受給権者に係る授業料の月額（授業料の額が年額により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するもの）と当該受給権者に支給される就学支援金の額とに差額がある場合における当該差額分の授業料

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める授業料

別表第2（第1条関係）

高等学校の名称	位置
(略)	
新潟県立国際情報高等学校	南魚沼市
新潟県立国際フロンティア高等学校	南魚沼市
(略)	

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める授業料

別表第2（第1条関係）

高等学校の名称	位置
(略)	
新潟県立国際情報高等学校	南魚沼市
(略)	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の新潟県立国際フロンティア高等学校の項を加える改正は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の新潟県立学校条例第3条の2から第3条の4まで並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和8年度以後の年度分の授業料について適用し、令和7年度分までの授業料については、なお従前の例による。